

## 寄附金等に対する税制上の優遇措置について

(公財) 福島県国際交流協会

当協会は、特定公益増進法人に認定されておりますので、当協会への寄附金等（賛助会員及び寄附金）は、税制上の優遇措置があります。

### □個人の皆様

#### ○所得税

当協会にいただいた寄附金等については、「所得控除」の適用を受けるか、又は「税額控除」の適用を受けるか、どちらかを選択することができます。多くの場合、「税額控除」を選択された方が有利になります。

確定申告等で税の優遇措置を受けられる際には、次の2つの書類が必要となります。

- (1) 「寄附金受領証明書」
- (2) 「税額控除に係る証明書（写し）」（別紙）

#### ○住民税

個人住民税についても税額控除が受けられる場合があります。詳しくはお住まいの市町村へお尋ねください。

### □法人の皆様

当協会にいただいた寄附金等については、一定の算式により計算した金額以内の金額を、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入することができます。

詳細につきましては、お近くの税務署、お住まいの市町村にご確認ください。